

## 家具の転倒防止器具の設置に補助金を交付しています

町では、地震による家具等の転倒からみなさんの命や財産を守るため、家具転倒防止器具設置の助成を行っています。

**対象** | ときがわ町内に在住している方  
**補助金額** | 上限 5,000 円として、かかった費用の 2 分の 1 に相当する額の範囲内  
 (1 申請者につき、1 年度 1 回限りとします)

**申請方法** | 申請する方は、事前に建設環境課管理都市計画担当までご連絡ください。

**注意事項** | ・住宅が持家ではない場合、所有者の同意が必要となります。  
 ・予算額に達した時点で受付は終了します。

**問** 建設環境課 ☎ 65-1539

## 区長発送の配布方法が変わりました

町では、回覧や配布物を、区長を通じて各世帯へ月に 2 回配布していますが、6 月から配布物に変化があったことにお気づきでしょうか。現在、各世帯への配布物をビニール袋に詰め、世帯ごとにひとまとめにした状態で発送しています。これは、住民の皆さまが配布物を受け取りやすくなることと、障害者福祉施設に仕事を発注することを目的としています。

**問** 総務課 ☎ 65-0401



作業風景

## 既存ブロック塀等の撤去に補助金を交付しています

### この制度は令和 3 年 3 月末で終了します！

町では、安全なまちづくりを推進するため、地震による倒壊の恐れがある既存ブロック塀等の撤去を実施する所有者に費用の一部補助を行っています。

### 補助対象となる既存ブロック塀等

申込み日現在で、次の全ての条件に該当

- ブロック造、組積造による塀・門柱及び万年塀のいずれか
- 道路からの高さが 0.8m 以上である
- 点検のチェックポイントに不適合がある

### 補助対象者

申込み日現在で、次の全ての条件に該当

- 町内に既存ブロック塀等を所有している方
- 町税等の滞納がない方

### 補助金の額

上限 20 万円として、撤去する面積に 1 平方メートル当たり 5,000 円を乗じた額または撤去工事費用の 3 分の 2 のいずれか低い金額

### 申請方法

申請する方は、事前に建設環境課・管理都市計画担当の窓口で対象となるかを相談してください。

### 注意事項

- 申請前や書類審査前に着手した場合は、補助の対象外となります。
- 予算額に達した時点で、受付は終了します。
- その他条件がございますので、建設環境課までお問合せください。

**問** 建設環境課 ☎ 65-1539



## 介護保険事業の財政状況と介護予防事業の取組み

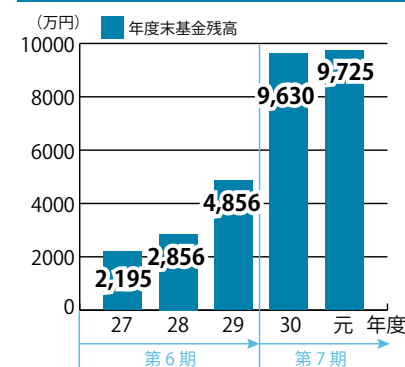
今回の広報では、ときがわ町の介護保険事業の財政状況と地域包括支援センターが中心となって取り組んでいる介護予防事業等について、お知らせします。

### 介護保険事業の財政状況

介護給付費準備基金は、近年増加していますが、給付費の増加に伴い、今後は基金の取り崩しが見込まれています。

介護サービスを利用した場合、その費用の 1 割から 3 割が利用者の自己負担となり、残りは介護保険で賄われます。介護保険で賄われる部分の財源の内訳は、50%が国、県、町(税金)、23%が65歳以上の方の保険料(1号被保険者の保険料)、27%が40歳から64歳までの方の保険料(2号被保険者の保険料)となっています。

### 町の介護給付費準備基金の推移



介護保険の会計は町の一般会計とは別の「介護保険特別会計」として管理され、年度ごとに精算します。税金や2号被保険者の保険料は財源の内訳どおりとなるよう返還または追加交付してもらうことで調整することができ、1号被保険者の保険料については追加や返還することはありません。その調整をするために「介護給付費準備基金」が設置されています。精算の結果、1号被保険者保険料の合計が1年間の給付費等の合計額の23%より多い場合は、その分を基金へ積み立て、不足した場合は基金を取り崩すことで調整することになります。

介護給付費準備基金の残高については次のグラフのとおり推移しています。

### 介護予防事業等の取組み

自立した日常生活を続けるためには、日頃からの介護予防と地域の支え合いが重要です。

地域包括支援センターでは、主に65歳以上の方を対象に「いつまでも元気で活動的に生活できる」ことを目標に、ご本人にあった体操教室や交流できる場の提供を行っています。また、生活上の不安や心配がある方などへの相談業務も行っていますので、お気軽にご相談ください。

### 介護予防事業に関する問合せ

地域包括支援センター(保健センター内) ☎ 65・1010

### 介護保険事業に関する問合せ

福祉課 ☎ 65・0813

| 仲間との交流 |                                                           |                                                                          |
|--------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 事業名    | 内容                                                        | 会場                                                                       |
| 憩いの場   | 概ね週 1 回実施。折り紙などの製作、軽体操を実施。月 1 回、体操講師による介護予防体操も実施。         | 玉川公民館視聴覚室                                                                |
| やすらぎの場 | 概ね第 1 木曜日に茶話会、第 3 木曜日に体操講師による介護予防体操を実施。                   | 勤労者福祉会館(建具会館) 2 階                                                        |
| 集いの場   | ボランティアが中心となり、8 会場で実施。内容は茶話会、介護予防体操、レクリエーションなど、地区によってさまざま。 | ①五明第一分館、②ふれあいセンター田黒、③仲井分館、④番匠文化センター、⑤日影分館、⑥一ト市コミュニティセンター、⑦本郷農民センター、⑧下郷会館 |
| ふらっと広場 | 月 2 回(開場は月 1 回)お茶を飲みながら楽しくしゃべり。月 1 回は介護予防体操を実施。           | ①大野くすの木センター、②桐平文化センター、③奥畑農民センター、④根際集落センター、⑤関堀センター                        |

| 介護予防の教室・相談 |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 事業名        | 内容                                                      |
| 元気アップ教室    | 運動制限のない方向けの運動教室。インストラクターの指導あり                           |
| 足腰らくらく教室   | 生活機能の低下がみられる方を対象とした教室。椅子に座った運動を主とし、低栄養改善や口腔ケアのプログラムを実施。 |
| 脳の健康度テスト   | 認知症予防の講話や認知機能検査(ファイブ・コグ)、脳を鍛える演習など実施。(隔年実施)             |
| 個別リハビリ相談   | 日常生活におけるリハビリ相談や、痛みの改善・予防の体操、住宅改修相談などに、理学療法士が対応。訪問対応も可能。 |

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現在、個別リハビリ相談以外の事業は実施を見合わせています。